# 九、南海塗料株式会社ほか四名に対する件

昭和五二年（排）第一六号

排除命令

高松市春日町一、六二七番地の一
南海塗料株式会社
右代表者　代表取締役　黒川英夫

高松市屋島西町一、四七五番地
株式会社　南海
右代表者　代表取締役　松本一末

高松市春日町一、六二七番地の一
喫茶オニックスこと　十時君子

高松市春日町一、六二七番地の一
古里うどんこと　笠井泰雄

高松市春日町一、六二七番地の一
よろずやクロこと　黒川恵美

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項

の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　　文

一　南海塗料株式会社、株式会社南海、喫茶オニックスこと十時君子、古里うどんこと笠井泰雄及びよろずやクロこと黒川恵美は、共同して、一般消費者を対象に、昭和五二年七月二二日から同年八月一六日までを期間とし、「豪華景品が当るお中元大売出し」と称して行つた懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　右五名は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　右五名は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　　実

一　㈠　南海塗料株式会社（以下「南海塗料」という。）は、肩書地に本店を置き、同所に有する「ホームセンターやしま」と称する土地及び建物の一部を賃貸するとともに、自らも「ホームセンターやしま」内において、植木、園芸用品等の販売及び「子供天国」と称する遊戯場の経営を行う事業者である。

㈡　株式会社南海は、肩書地に本店を置き、前記「ホームセンターやしま」の一部を南海塗料から賃貸し、日曜大

工用品、自動車用品等の販売業を営む事業者であり、また、喫茶オニツクスこと十時君子、古里うどんこと笠井泰雄及びよろずやクロこと黒川恵美の三名は、肩書地所在の同「ホームセンターやしま」の一部を南海塗料からそれぞれ賃借し、飲食業又は小売業を営む事業者である。

二　南海塗料、株式会社南海、喫茶オニツクスこと十時君子、古里うどんこと笠井泰雄及びよろずやクロこと黒川恵美（以下「南海塗料ほか四名」という。）は、共同して、一般消費者を対象に「豪華景品が当るお中元大売出し」と称し、昭和五二年七月二二日から同年八月一六日までを期間とし、期間中に、前記「子供天国」においては、買上額一、〇〇〇円ごとに抽せん券一枚を、その他の店舗においては、買上額一、〇〇〇円ごとに抽せん券一枚又は買上額一〇〇円ごとに抽せん補助券一枚を与え、同抽せん補助券一〇枚で抽せん券一枚と引き換えることとし、抽せんにより、特等スチール製組立式物置（一〇万七〇〇〇円相当）一本、一等六畳用ジユータン（二万二〇〇〇円相当）、ジユーサーミキサー（二万一〇〇〇円相当）、インド製飾りだな（二万円相当）、フイリピン製デビル マスク（二万円相当）及び松の盆栽（二万円相当）各一本計五本、二等ポツト（五、八〇〇円相当）及び電子式卓上計算機（四、八〇〇円相当）各五本計一〇本等の景品類を提供することを企画し、この企画を実施していたところ、当委員会の調査により、右景品類のうち、特等及び一等の景品類をそれぞれ一万円以下のものに変更し、この旨を同年七月三〇日「ホームセンターやしま」の各店舗内等に掲示した。

三　前記懸賞に係る取引の価額は一、〇〇〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがつて、前記景品類中特等及び一等の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、南海塗料ほか四名の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関

する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であつて、同告示第二項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年一一月一五日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔